

フランス絶対王政期における国務会議裁決と行政の技術

林 田 伸 一

はじめに

「ここ数十年、制度史は人気薄のようである」と、『ルイ十五世治下の国務会議』などアンシアン・レژیームの国制の研究で知られるミシエル・アントワヌは一九七〇年代半ばに述べた。一九二〇年代末から台頭し、この七〇年代半ばには心性史や歴史人類学など新たな領域を切り開いてフランスの歴史学界を隆盛に導いた社会史との対比で語られた言葉である。しかし、とアントワヌは続ける。現在、制度史は、しばらくの休止の後の復活の時期に入りつつあるようだ。そして、その内容は「制度史」histoire des

institutionsと呼ぶよりも「行政史」histoire administrativeと呼ぶ方がふさわしいものである、と。アントワヌが言うところの行政史の内容は、国立古文書学校でかれに学んだフランソワーズ・ヒルデシャイマーの、「制度についての静態的な記述を超えて、行政の技術そのものを考察することが重要なのだ」という言葉がよく言い表している⁽²⁾。

本稿では、この行政の技術を、国務会議裁決の作成過程を検討することを通して、考えてみたい。国務会議裁決とは王令の一形式だが、後で述べるように伝統的な王令とは異なり、制限王政の理念を主張する高等法院の掣肘を免れているという性質をもっていた。このため、国務会議裁決はしばしば高等法院の抵抗を受けたが、親政を開始したば

かりのルイ十四世は一六六一年七月、ほかならぬその裁決によって、最高諸院に國務會議の裁決に敬意を払い尊重するよう命じたのである⁽³⁾。

國務會議裁決の文面のつくられ方は、後述のように幾通りかあったが、その中のひとつに、国王の直轄官僚である地方長官が草案をつくるというものがあった。しかし、地方長官が草案をつくるとは具体的にどのようにしてであったのか、その具体的な過程が意味するものは何か、本稿で示そうとするのはそのひとつの事例である。

第一章 國務會議裁決

まず、國務會議について、簡単に述べておこう。國務會議 *Conseil du roi* は、絶対王政期における中央行政の中核として位置づけられる機関で、案件について諮問が行われた後、国王が決定を下す場であった。國務會議には、国王が臨席し主宰する親臨會議と、大法官が議長を任されるその他の會議があった。重要案件を審議する最高國務會議、地方の問題を扱う内務國務會議、それに財務國務會議が親臨會議であった。他方、司法國務會議および財務國務會議

の実務機関である財務委員会の二つは、大法官が議長をつとめた⁽⁴⁾。ただし、このように専門會議に分化してはいても、國務會議は国王が決定を下す場として、一体のものともみなされていた⁽⁵⁾。

國務會議での決定は、限られた領域では口頭によって伝えられることもあったが、ほとんどは王令として文書の形で示された。王令は形式によってさまざまに分類されうるが、ここはそのことについて詳述する場ではないので、本稿で問題にする國務會議裁決との関連で要点だけを述べよう。

伝統的には、王令は公開王状 *lettres patentes* という形をとっていた。公開王状は、國務會議から大法官府に送られ、大法官が保管する国璽を捺された。しかし、公開王状の場合、これだけでは効力を発せず、次いで、高等法院に送られ、その内容が王国基本法に反していないか、地方特権を侵害しないかなどの検討が行われた後に、登録される必要があった。この登録を待って、初めて公開王状は有効になる。高等法院は公開王状の登録を拒否し、反対意見を建白書として国王に提出する権限を有していた。国王は最終手段として親裁座 *lit de justice* によって登録を強制する

ことができたといふものの、このように公開王状による王令の發布は、王権に制約を課していた。

こうしたシステムは、国王の統治が臣民の助言のもとに行われなければならないとする中世的国制の觀念に呼応していた。だが、絶対王政期に入ると、王権はこうした制約を嫌って、高等法院による登録を必要としない新しい形の王令を採用するようになった。その中でもっとも重要でかつ多用されたのが、國務會議裁決 *arrêts du Conseil* だ⁽⁸⁾。

國務會議裁決は、國務會議での決定の後、ただちに効力を発し、関係当局、関係者に送られた。ただし、次のことをつけ加えておく必要がある。伝統的な王令發布の手続きを省略した國務會議裁決は、公開王状よりは軽く見られる傾向がなくなかった。⁽⁹⁾「はじめに」で言及した一六六一年の裁決が、國務會議裁決に従うよう最高諸院に命じなければならなかったのは、そのことを表している。また、最高諸院からの異議申立てもあった。とりわけ王権が弱体化している時期には、公開王状が付されない國務會議裁決には、しばしば最高諸院からの異議申立てがなされた。そのため、争いを避けたい場合には、国王は裁決に公開王状

を付した。すなわち、裁決の主文を公開王状に組み込んだ。そのさいは、公開王状が最高諸院で検討された後、裁決が適用された。⁽¹⁰⁾

國務會議裁決が取り扱う内容は一様ではなく、持続的立法措置としての性格を持つものもあれば、国王に特別に留保された裁判権 *justice retenue*（高等法院など最高諸院を頂点とする常設の裁判所による裁判 *justice déléguée* と対比される）にもとづく判決もあった。だが、その多くは地方長官や警察総代官を代表とする行政官たちの任務の遂行に必要とされる行政的決定であつた。⁽¹¹⁾ただし、行政的決定により慣習法や以前に發布された法律が実質的に一部修正されることがあつたから、それを持続的立法措置と常に明確に区別できたわけではない。

國務會議裁決について、歴史家たちはいくつかの基準を設けて分類してきたが、ここでは、次章での具体的な裁決の分析にも関わる重要な三つの分類について述べておきたい。第一は、国王が臨席する會議で出される親臨裁決 *arrêts en commandement* と、大法官が議長をする他の會議で出される単純裁決 *arrêts simples* の区別である。親臨裁決の場合、裁決の主文は常に《*Le roi étant en son Conseil*》あ

るいは《Sa Majesté étant en son Conseil》という文言で始まる。これに対して、単純裁決の場合は《Le roi en son Conseil》で始まる。すなわち、étantという語のあるなしで区別される。両者の間に法的効力や権威の面で差はないが、親臨裁決の方がより重要な問題を扱うとされる。⁽¹²⁾

第二は、国王の自発的な活動にもとづく裁決 arrêts de propre mouvementと、数のうえではそれより少ないが、臣民の請願にもとづく裁決 arrêts sur requête の区別である。裁決は、前文 un exposé と主文 un dispositif の二つの部分に大きく分けられるが、ある裁決がどちらの種類のものかは、その裁決の前文における冒頭の表現で区別できる。すなわち、国王の自発的な活動にもとづく裁決は《Le Roi ayant jugé à propos de...》《Sa Majesté étant informée que...》《Le Roi voulant...》《Le Roi s'étant fait rendre compte...》といった定型表現から始まる。これに対して、臣民の請願にもとづく裁決は、《Sur la requête présentée au Roi par...》《Vu au Conseil d'Etat du Roi la requête présentée par...》《Sur ce qui a été représenté au Roi par...》《Vu par le Roi le mémoire présenté par...》などといった文言が使われる⁽¹³⁾。

第三は、財務総監の下に置かれた事務部局である財務総監府で準備された裁決とその他の裁決の区別である。財務総監府で準備された裁決はしだいにその数と重要性を増し、ルイ十五世治下には、財務総監府で準備された裁決は「財務裁決」arrêts en financeと呼ばれた。この範疇に区分される裁決では、前文の最後の部分に、会議において財務総監によって報告が行われたことを示す言及が次のように見られる。「財務国務会議評定官にして財務総監である……氏の報告を聴いた」《Oui le rapport du sieur... conseiller au Conseil Royal et contrôleur général des finances》⁽¹⁴⁾。

こうした国務会議裁決は、どのように起草されたのだろうか。裁決の文面は画一的な方法でつくられた訳ではない。アントワヌは、そのつくられ方を三つに分けている⁽¹⁵⁾。第一は、国務会議が開かれる以前に、すでに裁決の文面が完全な形でつくられていて、国務会議はそれを承認し、有効にするだけというつくられ方である。こうしたタイプの例としては、ある案件について諮問を受けた地方長官が自分の意見を述べるときに、裁決を発するのが適当とし、その草案として文面を付す場合や、最高国務会議に出席する重臣たちが関係当局とあらかじめ合意に達している場合な

どがある。第二の方法は、裁決の前文の部分だけが国務会議開催以前につくられているというものである。請願にもとづく裁決の多くがこのようにしてつくられる。この場合、請願が裁決の前文として利用される。第三の方法では、文面が国務会議の終了後につくられる。国王の自発的な活動にもとづく裁決の場合だけでなく、請願や建白など臣下からの働きかけを受けての裁決についてもこの方法による場合は多くあった。

われわれが検討の対象とするのは、このうちの第一番目、地方長官が草案をつくるというケースである¹⁷⁾。

第二章 アンジュー地方のスレート産業

本稿で検討の対象とする二本の国務会議裁決は、どちらも、フランス西部の都市アンジューの近郊で展開されていたスレート産業に関わるものである。そこで、これについて簡単に見ておこう。スレートとは掘り出した天然の粘板岩を薄板状に剥いだもので、建物の屋根などに用いられる。アンジュー市の近郊では、最高級品とされるスレートを産した。一七二三年に出版されたマニユファクチュア監察官サ

ヴァリ・ド・ブリュロンの手になる『商業大全』の記述を見よう。「(スレートとは) 青く化石化した石で、採掘場から掘り出されるときには軟らかいので、容易に薄板状に切り分けられ、瓦の代わりに屋根を葺くのに使用することができる。スレートからは、その他に、卓、床板その他の品もつくることができる」、と冒頭で一般的な説明を行ったあと、「アンジュー地方で産するスレートはもともと評判が高い。……スレートの取引も他のどの地方よりアンジュー地方で盛んである」とする¹⁸⁾。

アンジュー近郊のスレート採掘は、遅くとも十四世紀の半ばには始まっていた。十六世紀には、ロワールの諸城館とリわけシャンボール城館の屋根を葺くのに使われていて、アンジューのスレート産業の発展を確認できる。十七世紀に入ると、一六一九年から二〇年にかけての冬にアンジューに滞在していた母后マリ・ド・メディシスが採掘場のひとつを訪問している。一六九九年には、王国調査の報告書の中で、地方長官ミロメニルがアンジューのスレート産業について言及し、これが行政官の注意を引く存在になっていることが分かる¹⁹⁾。

ミロメニルの報告から約六〇年後の一七六二年の地方長

官レスカロピエの報告では、十八世紀の好況の後押しもあってこの地方の重要産業に成長していた状況が次のように述べられる。アンジェ近郊の七つの採掘場を合わせると、八一二人の労働者が雇われ、一六九頭の馬が使役されていた。これらは年中雇用・使役されているものであるが、この他に、必要な時に限定して使われる人や馬があり、それらは年中使われているそれとほぼ同じ数に達している。これに労働者の家族を加えると、三〇〇人以上の生計をこの産業がまかなっており、これに、出入りの商人たちをさらに加えることもできる、と。⁽²⁰⁾

次章との関連で、アンジェのスレートがパリの人々の生活とも深く関わるようになっていたことに、ここで触れておきたい。サヴァリ・ド・ブリュロンの『商業大全』は、アンジェのスレートについて、いくつかの種類があるとしたうえで、「もつとも上質のスレートはパリとルーアンに送られる」と述べている。また、一六七二年のパリ市条例の中に、市内で使われるスレートの質を確保するために、これを扱う商人、運搬業者、屋根葺き業者を対象とした項目が設けられていることも指摘している。⁽²¹⁾

こうして発展してきたアンジェのスレート産業であった

が、十八世紀の半ばには、産業の成長を妨げると経営者たちが考える二つの問題を抱えるようになっており、そのことが国務会議裁決の発布につながるのである。

第三章 国務会議裁決草案の作成

第一節 一七四〇年一〇月二五日の国務会議裁決

裁決作成へ至る最初の動きは、一七四〇年初めに、採掘場経営者の一人がパリ市長に手紙を書いたことである。この採掘業者はソミュール在住、元帥裁判権裁判所の官職保有者 *officier de Conétable* で平貴族エキュイエの称号を有するデュソルなる人物で、前年の四月にアンジェ市近郊のサン・レオナル教区にある粘板岩の採掘場の経営を開始していた。ところが、土地所有者であるサン・トーバン修道院に支払うフォレストージ *droit de forestage* と呼ばれる一種の領主制的賦課租が負担となり、利益をあげられないところから、伝手をたどってパリ市長テュルゴーに書簡を送り、フォレストージの負担の軽減が必要であると訴えたのである。⁽²²⁾ 前述のようにスレートはアンジュー地方にとつてのみならず、それを消費する側にとつても重要なも

のであったので、関係諸当局はこの生産に関心を注いでいた。そうした当局のひとつがパリ市だった。したがって、デュソルのこの行動は、自らの訴えがパリ市長の関心を引くことを予想してのものと言える。

デュソルの目論見は当たり、それから日を置かない一月二一日、テュルゴーが、アンジュー地方をその管轄区に含むトゥールの地方長官レスヴィル *Leclerc de Leseville* に書簡を送る。この書簡においてテュルゴーは、フォレストーが全生産物の一分の一と重すぎるので、これを耕作不可能な土地については一〇〇分の一に、耕作可能な土地については六〇分の一に引き下げて欲しい、とデュソルが窮状を訴えて来ていると述べ、こう続ける。「この商品はパリにおいてはきわめて品薄になってきているために、人々も困っております。デュソル氏の書簡を同封いたしますので、書簡に書かれている事実をご確認いただきたく存じます。そして、デュソル氏とサン・トーマンの修道士らの和解をおはかりいただければ、まことに有難く存じます。いずれにせよ、閣下がこの賦課租についてどのようにお考えであるか、お知らせいただければと存じます⁽²³⁾」。

これを受けとった地方長官はただちに動き、一月二五日、

自らの下僚であるアンジェの地方長官補佐に、パリ市長から送られてきたデュソルの書簡を同封して、命令を書き送った。現地の状況を調査するとともに、デュソルと修道士たちとを和解させることを命じたものであった。⁽²⁴⁾ 地方長官補佐とは、パリ出身のエリート官僚であり任地の情勢に不案内な地方長官が、それを補うために地方の有力者をそのポストに任じたものである。トゥール地方長官区の場合は、十八世紀の半ばで一六人おり、そのうちの一人、アンジェの地方長官補佐は、このときゲルシュ *Poulain de la Guerche* がつとめていた。ゲルシュは、一七二四年から五六年までアンジェ上座裁判所の評定官、一七三三年から三八年まで二期にわたってアンジェ市長をつとめ、アンジェ市府とも、この地方の国王役人たちとも太い人脈をもった人物であった。⁽²⁵⁾

ゲルシュは、命じられた報告を、二月四日付で地方長官に送る。そして、国務会議裁決への言及が初めてここでなされる。ゲルシュは両者の和解をはかったが不首尾に終わり、聖職者たちに厳しい主張を展開することになった。わが地方および王国全体の商工業を発展させるためには、フォレストーの問題を改善しなければならないことは明ら

かであり、現在の状況では、土地所有者だけが利益を得て、経営者は得るものがない。重いフォレストージは、採掘の経営に携わろうと考える多くの人々にとって障壁となっている、と述べて、中央政府による法的措置を求めた。「採掘に携わっている者たちに新たな採掘場を開かせようとするならば、土地所有者たちの利益を適正なものに抑える大臣命令 *ordres du ministre* かあるいは国務会議裁決を發布してもらうしか方法がないと考えます」。そして、その命令に盛り込む内容としてフォレストージを、耕作不可能な土地での採掘については八〇分の一、耕作不可能な土地については三〇分の一とするなどの三つの案を示した。⁽²⁶⁾

こうして地方長官補佐の報告と意見を聴いた後、一七四〇年二月二七日付けの書簡で、地方長官は、パリ市長テュルゴの手紙を同封して、この問題について財務総監に報告した。そして、そのさい、地方長官補佐が地方長官に対して行ったように、地方長官も財務総監に対して、中央政府からの法令という形でこの問題の解決を計るべきという献策をしたと考えられる。というのは、一七四〇年三月一五日付けの書簡で財務総監オリイ *Olivier* は、地方長官に対して、書簡を受けとった旨を述べ、経営者たちの利益をは

かろうとする地方長官の案に賛同する。それが、スレート産業を発展させるもつとも適切なものだと思う、と述べている。ただし、「私は、耕作可能な土地に一アルパンにつき一〇四〇リーヴル、耕作不可能な土地一アルパンにつき五二〇リーヴルを一度だけ支払わせる方がよいと思う」として、フォレストージを廃止して、その代わりに経営者たちに土地を買わせることが財務総監府の意見であることを示している。⁽²⁷⁾ そして、さらにオリイは、三月二四日には、「貴殿が提案してきた案を実行させるには、国務会議にそれを命じる裁決を出してもらうのが適当であろう。草案を送ってくれるよう」と述べる。⁽²⁸⁾ つまり中央政府からも裁決についての具体的な言及が出て、しかも草案を地方長官の側で作成することを求めるのである。

財務総監の承認を得た地方長官は、フォレストージ廃止という中央政府の意見に沿った草案をつくるが、それをヴェルサイユに送る前に、まずこれを地方長官補佐に送った。「貴殿に裁決の草案を送るので、この件に関して公平な立場に立つ幾人かの人々の意見を徴したうえで、案の規定について検討し、貴殿が必要と思われる所見をすべて私に伝えてください」。⁽²⁹⁾ これを受けて、地方長官補佐は、一七四

○年四月二三日付けの地方長官宛て書簡で、「この問題に詳しく公平な立場に立つ人々と協議のための会をいくつか持ち」、また、「草案に若干の変更を加え」たことを報告する。⁽³⁰⁾そして、この報告の半年後の一七四〇年一〇月、われわれはフォレストアージュに関する裁決が出されるのを見ることができ⁽³¹⁾。地方長官補佐からの報告と若干の変更を求めた裁決の草稿が地方長官に上がり、それがさらに地方長官から財務総監に届けられ、國務会議での審議を経て裁決として発布されるまで半年を要したことになる。

ここで、この裁決の文面とそこから分かる裁決の種類について、おさえておこう。前文は、「国王は以下のごとく報告を受けた」《Le roy ayant été informé que...》の文言から始まり、これが国王の自発的活動による裁決に区分されるものであることが分かる。この裁決は実質的には地方の要請から始まったのだが、財務総監から地方長官への命令などを経ていたので、国王の自発的活動によるものに形式的には区分されたのであろう。

続けて、以下のように国王が受けた報告の内容が記される。「アンジェ市近郊のスレート採掘場の開発は数年来著しく減少しており、新たな開設もほとんど行われていなく、

開設された採掘場も本来必要なだけの深さに欠ける。この原因は、採掘場のある土地の所有者らが採掘場経営者らにフォレストアージュを要求しているからである。これが経営者らから、採掘に必要とされた多大の投資……から得ることが期待できた利益の多くの部分を奪っている」。そして、「それゆえ国王陛下は、きわめて品薄になっていて毎日に価格が上昇しているスレートを広く行き渡らせるために、すでに開かれていた採掘場を支えまた新たな採掘場を確保することを欲する」と裁決の意図が述べられる。

前文の最後の部分では、「トゥール総徴税区の地方長官にして委任派遣官であるレスヴィル氏、ならびにパリ市長と市参事会員の意見を考慮した。」と意見を聴取した者たちについての言及がなされ、次いで「國務評定官、財務國務会議常任構成員にして財務総監であるオリー氏の報告を聴いた。」と裁決を決定した会議の報告者について述べられる。報告者についてのこの形の言及は、この裁決が、先に述べたように財務総監府で準備された「財務裁決」であることを示している。

そして、主文は、「國務会議に臨席する国王は」《LE ROY ESTANT EN SON CONSEIL》と étant を含む定型句から

始まり、これが親臨裁決であることを示している。以下、「アンジェ市近郊に開設されたまたは今後開設されるスレート採掘場を含む土地所有者と当該採掘場経営者の間になされた法行為を考慮することなく、以下のごとく命じたいし、命じるものなり。フォレストージは当裁決の公示日より永久に消滅し廃止されるものとする。……」と国務会議において国王の下した決定の内容が述べられる。本文の最後の部分では、「陛下は、トゥール総徴税区の地方長官にして委任派遣官であるレスヴィル氏に、当裁決の執行に取り組むよう厳命する。当裁決は、それが必要とされるすべての場所で見み上げられ、公示され、掲示されるものとする。」と、この裁決の執行が命じられる。³²⁾

いま検討の対象とした具体的な史料は、公示のためにトゥール地方長官が裁決を印刷させたものである。ところで、メヌ・エ・ロワール県文書館には、印刷された裁決だけでなく、地方長官補佐や採掘場経営者らの意見を取り入れて地方長官府でつくられたと推測される手書きの裁決草案がある。³³⁾この草案の文面は印刷された裁決とはほぼ同じ文面であるところから、この草案の清書されたものが財務総監のもとに送付され、裁決がつくられたと考えられる。ほぼ

同じ文面と述べたが、相違点が二点ある。第一は、主文が「*Le Roy en son Conseil*」と「*étant*」抜きで始まっていることであり、第二は、考慮した意見の聴取者からパリ市長・市参事会員が抜けていて、地方長官のみになっていることである。これらは、財務総監府で、官僚らが適切と判断した表現に修正されたと考えられる。

第二節 一七四一年一〇月二〇日の国務会議裁決

アンジェのスレート産業をめぐっては、フォレストージの問題と並行して、労働者の問題が生じていた。これに関連しても地方で草案がつくられて国務会議裁決が出されるのだが、つぐられ方の順序が前の裁決とは異なる。すなわち、前の裁決の場合、地方長官府でまず草案がつくられ、それが地方長官補佐に送られ、関係者によって検討され、地方長官府としての最終的な草案が出来上がったのだが、この労働者問題に関する裁決の場合は、以下の経緯から分かるように、地方長官補佐のアドヴァイスのもとに、経営者たちがまず草案をつくっているのである。その違いが生じた理由は定かではない。ただ、すでにフォレストージ問題の裁決で経営者たちも裁決の草案を見て検討していたために、

それを自らつくることについてのハードルが下がったことと、法律についての知識を有している地方長官補佐のアドヴァイスを受けたことが考えられるかもしれない。

労働者の問題は、フォレストージ問題についての裁決が発せられる以前の議論の時期からすでに並行して登場している。その概要は、経営者側から見た限りでは、次の通りである。スレート採掘場で働く労働者が、彼らおよびその息子たちだけが採掘場で働く権利を有していると勝手に述べ、経営者が新たに労働者を雇うことを認めなかった。また、賃金の値上げを認めさせた。さらに、スレートの中でもそれをつくるのに高い技術を要するものを生産しなくなっている。そして、こうした自分たちの要求を貫くために、集会を持ち議決をし、これに反対する者に罰金を課している。かれらの代わりに雇い入れられた労働者に暴力をふるうこともしている、というのである。

一七四〇年六月一日付けの地方長官宛て書簡で、地方長官補佐ゲルシュは、経営者たちがつくった裁決の草案を同封して、次のように書く。³⁴「裁決の草案を同封いたします。経営者たちが、閣下にお願ひしてこの裁決を国務会議から獲得したいと、私に要請してきたものであります」。

「私は、経営者たちに、請願書を閣下に宛てて送ることを提案しております。そうすれば、閣下が命令 *ordonnance* を出して下さり、それによって労働者たちは採掘場の秩序に従わざるをえなくなるであります」。

この書簡では、経営者たちの心配について地方長官に伝えながら、裁決の形式にも触れていて、興味深い。「経営者たちは、自分たちの名前を表に出して労働者たちと対立することは危険だと考えております。労働者たちの中には侮辱をしたり損害を加えたりする者がいるかもしれないと恐れているのです。……しかし、労働者たちは、経営者たちの名前が表に出ない限りは、自分たちの雇い主がこの裁決に関与しているとは思えないであります。このような裁決は国王の自発的な活動 *propre mouvement* によって、すなわち当局、国務会議よって作成されると考えるでしょうから」。請願にもとづく裁決の場合は、請願の内容が前文を構成するので、請願者の名前も裁決に載る。しかし、国王の自発的活動による裁決ならば経営者たちの名前が出ることはないことを、ゲルシュは指している。

この草案についてはどのような扱いがなされたかは不明だが、それから半年以上もたった翌年の一月、ゲルシュは

また地方長官に草案を送っている。「この書簡に添えて、閣下に国務会議裁決の草案をお送り申し上げます。当市周辺の粘板岩採掘場の経営者たちから依頼されたものであります。閣下のお口添えとご信用によって、国務会議にこの草案を受け入れていただけるよう、切に願っております。私もこの草案に述べられている事実がすべて真実であることをよく知っておりますので、これらのために、閣下にお願ひ申し上げる役割を引き受けたものであります」³⁵。

さらに、翌月には、一四人の経営者が連名で直接地方長官に請願を行う。「もし国王陛下がこの裁決をお与え下さらなければ、スレート製造業は完全に崩壊してしまうであろうことは疑いありません。労働者がいなくなりますので、少なくともわずかしきなくなりしますので、この地方でもスレートを手に入れることは難しくなりますし、パリに運ぶことなどまったく考えられなくなります。閣下に草案をお届け申し上げた裁決が發布されたからといって、労働者たちがこの仕事を放棄するおそれはありません。何日間かは仕事場に出て来ないという事態は生じるかも知れませんが、しかし、かれらは他の仕事をしたこともなく、他に家族を養う手段を持ちませんので、せいぜい一週間もす

れば仕事に戻る必要を感じるようになるでありません」³⁶。また、この書簡でも自分たち経営者の感じる恐れとそれに関わる裁決の形式について言及されている。「今、私どもは緊急事態のもとに置かれております。私どもがお願ひ申し上げるところは、閣下のもと以外にはありません。それゆえ、私どもの請願を閣下のもとに提出することを決定したのであります。しかしながら、情勢は危険をはらんでおり、私どものうちの何人かが企ての犠牲になるおそれがあります。というのも、こうした者たちは、復讐のためには不意に襲うことも辞さないからです。私どもが要請している裁決は、申請人 *partie requérante* なしに陛下の權威に由来するものとして親臨裁決として出されるとしてもです」³⁶。

これを受けて地方長官は、「貴殿が送ってきた、アンジエの粘板岩採掘労働者について規則を定めるための裁決の草案を検討しました。草案の前文が長すぎ、逆に規則の部分が短かすぎます。規則を構成する四つの条文は、さまざまな悪弊を矯正し、労働者の間にあるべき秩序を再建するためには、十分なものでないようにみえます」と修正の必要を地方長官補佐に通知しながらも、裁決草案の提出を認

めた。⁽³⁷⁾そして、一七四一年一〇月二〇日にこの件に関する
国務會議裁決が発せられた。⁽³⁸⁾

この裁決についても、その文面にもとづいて、種類をお
さえておこう。前文は、フォレストージ裁決と同じ「国王
は以下のごとく報告を受けた」という定型句から始まるの
で、国王の自発的活動による裁決である。次に国王が受け
た報告の内容が記された後、労働者たちの間に広まる無秩
序に歯止めをかけ、規律を再建する必要があると裁決の意
図が述べられる。前文の最後の部分では、「商業部局代表
deputez au Bureau du Commerce の意見を考慮した」と意
見の聴取者についての言及があり、次いでフォレストージ
裁決と同じように「国務評定官で財務国務會議常任構成員
にして財務総監であるオリー氏の報告を聞いた。」と報告
者について述べられていることから、この裁決も財務総監
府で準備された「財務裁決」であることが分かる。そして、
主文も、親臨裁決であることを示す「国務會議に臨席する
国王は」《LE ROY ESTANT EN SON CONSEIL》という
定型句から始まる。その後で、採掘場で働くすべての労働
者に対して、直接的であれ間接的であれ、採掘場の経営者、
労働者を脅かすこと、とりわけ経営者が適当と認めた新規

労働者の雇い入れを妨害してはならないことを規定してい
る。

この裁決についても、地方長官府でつくられたと推測さ
れる手書きの裁決草案がある。⁽³⁹⁾フォレストージ裁決の場合
は指摘した三点を除いて草案と実際の裁決は同じだったの
に對し、こちらの裁決は、命じている内容については変わ
らないが、表現などで異なっている（すなわちヴェルサイ
ユに送られてから修正された）部分が多い。しかし、重要
な修正部分は、フォレストージ裁決と同様に、国王の臨席
を示す表現ならびに考慮した意見の聴取者に関する部分で
ある。

この裁決でも草案は《Le Roy en son Conseil》に érant
抜きで始まっていた。それ以上に興味深いのは、考慮した
意見の聴取者についての修正である。草案では「地方長官
の意見を考慮した」と書かれているが、実際の裁決では、
「商業部局代表の意見を考慮した」、になっている。商業部
局とは、財務国務會議 Conseil royal des finances 傘下の特
別委員会、財務総監、海事卿、国務評定官、訴願審査官、
商業監察官のほか各地の商業會議所の代表によって構成
される。⁽⁴⁰⁾したがって、「商業部局代表の意見を考慮した」

という一文は、問題がこの委員会で事前に審議されたことを表している。フォレストージの裁決の場合と異なり、商業部局で審議された理由は明らかではないが、フォレストージはアンジュール地方に独特の慣行だったのに対し、労働者の問題は王国内のどの地域にも関わる問題であったからであろうか。

おわりに

本稿では、アンジェ近郊のスレート産業に関わる二件の国務会議裁決を検討した。その結果、これらの裁決は、スレート産業経営者の要請に端を発し、この地方における王権の代理人たる地方長官とその下僚でこの地の名望家である地方長官補佐の支持を得て、国務会議で採択されたことが分かった。そして、裁決の文面自体も国務会議ではなく地方長官、地方長官補佐、経営者の三者によってつくられていたのだった。従来、国務会議裁決の中には、地方長官によって裁決の草案がつけられるものがあることは指摘されていたが、本稿では、そうした地方長官の活動が実際には地方長官補佐や民間の利害関係者の要請や動きによって

支えられていたことを明らかにした。

制度や法そのものではなく、それが実際にどのように機能したりつくられたりするかの一端を明らかにしようとした本稿の目的は、以上でひとまず果たされたものと考ええるが、最後に、なぜこのような形で国務会議裁決という王令がつくられていたかについて、述べておきたい。裁決の内容に利害関係を有する民間人やかれらと直接の接触をもつ地方行政の末端の役人が文面にまで関わるこうした法のつくられ方は、近代以降の国家のそれと異なっていて、われわれの眼からは奇異にさえ映る。近代国家の法は、主権者たる国民全体の意思の反映であり、個別的利益がその中に入り込まない建前をとっているからである。また、一地方の政治的に重要というわけでもない問題が、国家の意思決定機関である国務会議で出される王令によって決着がつけられるのは、なぜだろうか。

こうした現象は、近代の側からではなく時代を遡って中世の側から見た方が説明しやすいだろうと思われる。中世においては、国王のつくる法は限られた領域しかカバーしていなかった。人々の生活を律していたのは都市や職業団体の法、また地域的な慣習法であった。しかし、絶対王政

期になると、王権は、国内のさまざまな領域に自らのつくった法の網をかけて行こうとする。こうした変化は、法のつくり手をも変化させることになる。国務会議裁決について、国王の自発的な活動によるものと請願を受けてのものという二種類があることを行論中に指摘したが、これは国務会議裁決についてばかりでなく、国王のつくる法のすべてに言えることであつた。そして、中世には、臣民からの請願を受けての法の方がずっと数が多かつた。¹⁾すなわち中世においては団体や有力な個人が請願という形で法の形成に参加していたのである。しかし、絶対王政期に入ると、法作成の主体は中央政府の官僚に移る。かれらの手で、国内の統一をより実効的なものにし、この時期に要請されていた富国強兵をはかるための法的な裏づけが進められていく。

ところで、その法的な裏づけ作業は、強力な行政的中央集権化の推進というフランス絶対王政の支配の特徴に影響を受けることになった。すなわち、地方行政の軸になった地方長官をはじめとする行政官僚を使つての行政的決定の積み重ねという方法が多く取られたのである。ところが、そうした必要から生まれる数多くの国務会議裁決を作成す

るためには、中央の一握りの行政官僚だけでは十分ではなかつた。そこに、中世以来の、臣民が参加しての法づくりの方法が利用されていたのである。本稿で検討した二件の裁決は、形式上は国王の自発的な活動によるものだが、実際には地方からの要請にもとづくものであつた。ただし、そこにおける民間の参加の意味は中世におけるのとは変質している。中世におけるそれは、三部会に表現されているような臣民の参加を前提とする国制の觀念に呼応していた。それに対し、絶対王政期にはそうした觀念は消えてしまつていくわけではないが希薄になつており、地方における裁決草案の作成は、王権と結びつくことで利益を得ようとする勢力や団体を王権が利用した結果生じているからである。

註

(1) Michel Antoine, *Les institutions française du XVIe au XVIIIe siècle. Perspective de recherches*, dans *Journal des Savants*, janvier-mars 1976, pp.65-78; repris dans son *Le dur métier du Roi*, PUF, 1986.

(2) Françoise Hildebrand, *Centralisation, pouvoir local et diplomatique, les ordonnances des intendants*, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, Vol.136, 1978.

- (3) François Olivier-Martin, *Les lois du roi, «Les cours du droit», 1946*, Réimp., Paris, Editions Loysel, 1988, p.147.
- (4) 国務會議について重要な文献は、Michel Antoine, *Le Conseil du Roi sous le Règne de Louis XV*, Genève, Droz, 1970 年。そのほか主要なものとして、Arthur de Boislisle, *Les Conseils du roi sous Louis XIV*, Paris, Hachette, 1884; Noël Valois, *Conseil du roi aux XVI^e, XV^e et XVII^e siècles*, Paris, 1888; Roland Mousnier, *Le Conseil du roi de Louis XII à la Révolution*, PUF, 1970; Albert N. Hanscher, *The Conseil Privé and the Parlements in the age of Louis XIV*, Philadelphia, The American Philosophical Society, 1987 年。日本語文献としては、吉原秋「ルイ十四世期における内務顧問会議の破壊」『法学』六三二六、二〇〇〇年、F.オリヴィエールタン（堀浩訳）『フランス法制史概説』創文社、一九八六年、六六一―六七二頁がある。
- (5) Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.29-30.
- (6) *ibid.*, pp. 335-336.
- (7) Olivier-Martin, *Les lois du roi*, pp. 121-50; Philippe Sœur, *Histoire du droit public français*, 2 vol., PUF, 1989, t.2, pp.64-76.
- (8) 国務會議裁決それ自体についての研究は少ない。アントワヌが先に引用した国務會議研究の中で裁決に触れてい

るものが、重要なものとして (Antoine, *Le Conseil du Roi* pp. 342-365) や、Edmond Esnomin, *Les arrêts du Conseil sous l'Ancien Régime, dans Etudes sur la France des XVII^e et XVIII^e siècles*, PUF, 1964, pp.183-99 年。そのほか、裁決の目録 Inventaires がいくつかある。

王権が高等法院による制約を嫌って国務會議裁決を使っ始めたことについては、当時の法曹家の言がある。「今日、王令の検討 vérifications に長い時間がかかり、最高諸院がそれと異議を申し立てつづけるから、これを避けるために、国事はわれわれの王令にのみ、国務會議裁決 arrêts du Privé Conseil du Roy にまか行われよう (Pierre De-lommeau, *Les maximes générales du droit français*, 1^{re} ed., 1610, cité par Gaston Zeller, *Les institutions de la France au XVII^e siècle*, PUF, 1948, p.202)。

しかし「arrêts du Conseil」としては、アントワヌらの次の指摘があることに触れておいた方がよいだろう。「arrêts du Conseil」は「国務會議の裁決」だが、建前としては決定を下すのは国王一人であるから、本来なら「arrêts pris en Conseil」国務會議で決定された裁決「arrêts du roi en son Conseil」国務會議における国王の裁決」など書くべきところである。しかし、慣例的に「arrêts du Conseil」という表現が使用されていた (Antoine, *Le Con-*

- seil du Roi*, p.31; Bernard Barbiche, *Les institutions de la monarchie française à l'époque moderne*, PUF, p.305°。
- なお「裁決」arrêt と いふことは「最終審の決定」を意味しており、当初は高等法院をはじめとする最高諸院の決定について使われていたが、十六世紀中に、国王が国務会議で行う決定にもこの語が用いられるようになった (Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp. 342-43)°。
- (9) Esmoulin, La publication et l'impression des ordonnances royales sous l'Ancien Régime, dans *Etudes sur la France des XVIIe et XVIIIe siècles* (pp.175-82), p.175.
- (10) Olivier-Martin, *Les lois du roi*, p.149; Id., *L'absolutisme français*, 《Les cours du droit》, 1950, Réimp., Paris, Editions Loyse, 1988, p.147.
- (11) Esmoulin, Les arrêts du Conseil sous l'Ancien Régime, dans *Etudes sur la France des XVIIe et XVIIIe siècles*, PUF, 1964, p.187; Olivier-Martin, *L'absolutisme français*, p.147. 行政的決定としての性格を持つ裁決が多かったことは、同時代人の次のようなことばからも分かる。「国務会議裁決は、その職務を与えてくださった国王陛下にしか職務の行使についての説明責任を負わない行政官たちのための法律であつた」(Percheron de La Gazezière-abbé, (J.), *Mémoires sur les cornées*, 1785, p.33, cité par Esmoulin, *Les arrêts du Conseil*, p.187)°。
- (12) Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.348-50; Olivier-Martin, *Les lois*, pp.146-148.
- (13) 裁決の文面の構造について Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.346-348
- (14) Antoine, *Le Conseil du Roi*, p.351; Olivier-Martin, *Les lois*, p.149.
- (15) Antoine, *Le Conseil du Roi* pp.350-51.
- (16) *ibid.*, pp.353-54.
- (17) 国務会議裁決の文面が地方長官によって作成された場合があつたことは、すでにマックザールによって指摘されている。Alexis de Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution* (1856), dans : *Oeuvres complètes d'Alexis de Tocqueville*, Tome II, Paris, 1952, p.118 (『旧体制と大革命』小山勉訳、筑摩書房〈ちくま学芸文庫〉、1998年、一六七-一六八頁)。また、仲松優子「十八世紀フランスの権力秩序と裁判管轄争ひ」『歴史学研究』第八六九号、二〇一〇年、一一頁-一六頁註七七、がこの問題に言及している°。
- (18) *Dictionnaire universel de commerce....., ouvrage posthume du sieur Jacques Savary des Brunsions...*, 2vol., Paris, 1723, article 《ardoise》。なお、サヴァリ・ド・ブリュロンは「完全なる商人」の著者として知られるジャック・サヴァリの甥にあたる°。

- (19) F. Soulez-Larivière, *Les ardoisières d'Angers*, s.l., 1979, pp.26-29.
- (20) *ibid.*, pp.53-54. この一七六二年の地方長官の報告は、われわれが検討の対象とする一七四一年と四二年の二本の国務會議裁決の後の状況に関わるものである。これら二本の裁決はアンジエのスレート産業の状況を改善したと考えられるので、二本の裁決の発布が検討されていた時期には、ここで挙げられた数字を下回っていると推測される。あえて引用したのは、産業のおおよその規模を示したかったためである。
- (21) *Dictionnaire universel de commerce, op. cit.*
- (22) *Mémoire adressé par Dussol au début de 1740, à Turgot, prévôt des marchands*, Archives départementales de Maine-et-Loire, série C 17 (以下「ADML, C..」と略記)。なお、このパリ市長テュルゴーは、ルイ十六世時代の財務総監テュルゴーの父であり、「テュルゴーの地図」と呼ばれる有名なパリ地図をつくらせた人物でもある。
- (23) Lettre de Turgot à l'intendant Lesseville, en date du 21 janvier 1740 [ADML, C17].
- (24) 地方長官の下には地方長官府という事務組織がある。以下で地方長官の書簡と記述するものは、すべて地方長官府で作成されたもので、多くの場合末尾に地方長官の署名があるが、署名がないものもある。重要な判断については地方長官の判断を經ていると思われるが、地方長官府の事務官僚の判断によっているものも少なからずあったと推測できる。その判断は残されている史料からは判断できない。そうで、ここではすべて地方長官の書簡という記述で統一する。これは、後述の中央政府の財務総監オリイの書簡についても同様である。
- (25) ゲルシユを含むアンジエの地方長官補佐については、拙稿「フランス絶対王政期の地方長官補佐について—アンジエ管区を中心に—」(一)『ヨーロッパ文化研究』第二四集、二〇〇五年、一—三七頁を参照。
- (26) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 4 février 1740 [ADML, C17].
- (27) Lettre d'Orry, Contrôleur général des finances à l'intendant, en date du 27 février 1740 [ADML, C17].
- (28) Lettre de Contrôleur général des finances à l'intendant, en date du 24 mars 1740 [ADML, C17].
- (29) Lettre de l'intendant à Guerche, en date du 11 avril 1740 [ADML, C17].
- (30) Lettre de Guerche à l'intendant, en date du 23 avril 1740 [ADML, C17].
- (31) Arrêt du Conseil d'Etat du roi du 25 octobre 1740 portant règlement pour l'exploitation des carrières à ardoise, situés environs de la ville d'Angers [ADML, C17].

- (32) 一七四〇年十一月五日、財務総監オリーは地方長官に「この手紙にふみだ、フォレストージに関する裁決の写し expedition d'un arrêt を送るのぞ、必要に判断せられる場所 に歸せられたい」と書め送る (Lettre de Contrôleur général des finances à l'intendant, en date du 5 novembre 1740 [ADML, C17])。このふみだに、裁決が送せられると、その写しに関係各所に届けられたことが分かる。そして一七四〇年十一月九日、地方長官により、フォレストージに関する裁決が公示せられた。
- (33) Projet d'arrêt du Conseil du roi du 25 octobre 1740 [ADML, C17].
- (34) Guerche à l'intendant, en date du 11 juin 1740 [ADML, C 17].
- (35) Guerche à l'intendant, en date du 25 janvier 1741 [ADML, C 17].
- (36) Quatorze entrepreneurs à l'intendant, en date du 4 février 1741 [ADML, C 17].
- (37) L'intendant à Guerche, en date du 6 mars 1741 [ADML, C 17].
- (38) Arrêt du Conseil d'Etat du roi du 20 octobre 1741, qui fait défenses sous peine de punition exemplaire, à tous les ouvriers qui ont travaillé ci-devant dans les carrières à ardoise aux environs de la ville d'Angers, et à tous les autres de troubler ni inquiéter directement ou indirectement les entrepreneurs d'icelles [ADML, C 17].
- (39) Projet d'arrêt du Conseil du roi du 20 octobre 1741 [ADML, C 17].
- (40) Antoine, *Le Conseil du Roi*, p.169.
- (41) Olivier-Martin, *Les lois du roi*, pp.111-21.